

一般定期航路
越の潟～堀岡航路定期航路事業運送約款

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この運送約款は、富山県営越の潟渡船を利用する旅客に適用する。

- 2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によるものとする。
- 3 県がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約に応じた場合は、その特約によります。
- 4 旅客及び運送申込人は、前項の場合を除き、この運送約款を承認し、かつ、これに同意したものとみなす。

第2章 運送の引受け

(運送の引受け)

第2条 県は、輸送力の範囲内において旅客の運送契約の申込みに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合は、その申込みを拒絶し、又は契約を解除することがある。

1. 第7条各号のいずれかに該当する場合
2. 旅客が次のいずれかに該当する場合
 - ア 泥酔者、薬品中毒者、伝染病患者、精神病者又はこれらの疑いがある者
 - イ 年齢若しくは健康上の理由によつて生命が危険にさらされ、又は健康が著しくそこなわれるおそれがある者
 - ウ この運送約款の規定に違反する行為
 - エ この運送約款と異なる運送条件により運送契約の申込みをする者
3. 旅客が船内に持ち込むもの（以下「持込手荷物」という。）が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 臭気を発生するもの、不潔なもの又は乗船者、他の物品若しくは船舶に危険若しくは迷惑を及ぼすおそれのあるもの
 - イ 刀剣、銃器、兵器、爆発物その他の危険品
 - ウ 遺体又は生動物（盲導犬協会の発行する証明書のある盲導犬を除く）
 - エ その他船内に持ち込むには不相当と認められるもの

(内容の申告義務)

第3条 持込手荷物が前条第3号に該当する場合は、旅客、又は運送申込人は

- 2 県の係員は、持込手荷物が前項に該当する疑いがある場合はこれらの物品の内容を旅客若しくは運送申込人又は県の係員以外の第三者の立会のもとに点検することができる。

3 県は、次の各号のいずれかに該当する理由がある場合は、持込手荷物について、投棄等の処分をすることができる。この場合、県は旅客又は運送申込人に対してその旨を通知する。

(1) 旅客又は運送申込人が第1項に違反した場合

(2) 持込手荷物が乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼし、又はそのおそれがある場合

(3) 第7条第1号、第2号、第3号又は第6号に該当する理由がある場合

4 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をいいます。

第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金の額)

第4条 旅客の運送の運賃の額は、無料とする。

2 旅客の携行する二輪の自動車、原動機付き自転車及び道路運送法車両第2条第4項に規定する軽車両（畜力により移動するものを除く。）並びに持込手荷物（車椅子及び盲導犬を含む）は、無料とする。

第4章 旅客の義務

(禁止行為等)

第5条 旅客は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに船舶内の立入禁止場所に立ち入ること。

(2) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること

(3) みだりに消化器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。

(4) 船舶内の施設、設備等を損傷し又は滅失する等運送の安全を妨げること。

(5) 海中投棄を禁止された物品を海中に投棄すること。

(6) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。

(7) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生上害のある行為をすること。

2 旅客は、旅客定員の遵守等法令及び船内の規律を遵守し県の係員が運送確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

3 県の係員は、前項の指示に従わない旅客に対し、下船を命じることができる。

第5章 責任関係

(県の責任)

第6条 県は、旅客が、県の係員の指示に従い、乗船港の乗降施設に達した時から下船港の乗降施設を離れたときまでの間に、その生命若しくは持込手荷物が害された場合は、

これによつて生じた損害を賠償する責に任じるものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 県が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかつたこと並びに県が損害を防止するために必要な措置をとつたこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかつたことを証明した場合
- (2) 県が、第三者、旅客若しくは運送申込人の故意若しくは過失により、又は旅客若しくは運送申込人がこの運送約款を守らなかつたことにより、当該損害が発生したことを証明した場合
- (3) 持込手荷物その他旅客が保管する物品に生じた滅失、破損等の損害に対しては、県に過失がなかつたとを証明した場合

(運航の中止等)

第7条 県は、次の各号いずれかに該当する理由がある場合は予告なしに予定の船便の発航の中止、使用船舶の変更、発着日時変更又は持込手荷物の大きさの制限の措置をとることがある。県は、この場合に生じた一切の損害に対し賠償する責に任じないものとする。

- (1) 悪天候、天変地異その他不可抗力の発生
 - (2) 火災、海難、使用船舶の故障その他事故の発生
 - (3) 戦争、暴動その他これに準ずる事変の発生
 - (4) 県の係員その他運送のために使用する者の同盟ひ業その他の争議行為の発生
 - (5) 旅客の疾病又は不法行為
 - (6) その他法令の規定又は官公署の命令若しくは要求
- (旅客及び運送申込人の賠償責任)

第8条 旅客は運送申込人が、その故意若しくは過失により又は運送約款を守らなかつたことにより、県に損害を与えた場合は、県は当該旅客又は運送申込人に対し、その損害を求めることができる。

附 則

1 この運送約款は、昭和61年4月1日より実施する。

2 この運送約款の実施前に発売された乗船券等（通用期間中のものに限る。）を所有する旅客又は運送申込人に対しては、この運送約款による変更前の運送約款第14条ただし書第3号の規定を適用し、運賃の払い戻しを行なうものとする。